平成２３年（フ）第３５２号
兵庫県姫路市四郷町見野876番地９
債務者　竹内政道こと　趙　　政道
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３９９号
兵庫県加古川市尾上町安田200番地の２ファミールハイツ加古川壱番館309号
債務者　阿部　一男
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４００号
兵庫県加古川市尾上町安田200番地の２ファミールハイツ加古川壱番館309号
債務者　阿部　明美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４２０号
兵庫県姫路市大津区吉美286番地ポーシェガーデン101、従前の住所東京都東村山市久米川町１丁目50番地１　７―605
債務者　古川　貴子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４２４号
兵庫県姫路市栗山町６番地ロイヤルコーポ手柄401
債務者　森　　幸江
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４９０号
広島県安芸郡府中町茂陰１丁目13番33―204号
債務者　山本　淑恵
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５０号
広島市安芸区矢野西４丁目54番11―301号
債務者　小倉石藍子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７７４号
広島県東広島市西条町寺家6398番地８　エクセレスＡ101号
債務者　山本　優子（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７９１号
広島県東広島市八本松町吉川5214番地43
債務者　栗田加代子（旧姓後河内）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８３７号
広島市西区己斐上２丁目71番10―５号
債務者　山田武男こと　李　　徳坤
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９２号
香川県丸亀市中津町1181番地１　ベルメゾンＢ棟101号
債務者　岩﨑　継生
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第９６号
香川県坂出市旭町３丁目１番28号
債務者　吉田　智洋
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１０２号
香川県綾歌郡宇多津町231番地　県営住宅28―303
債務者　大橋　千春（旧姓本田・吉田・原田）
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第２６３号
愛媛県松山市石手３丁目２番58号　キャッスル石手101号
債務者　松本　昌子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２８８号
愛媛県松山市内宮町甲709番地10　ヒルズ・ユー201号
債務者　阿部　里子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２９９号
愛媛県松山市久米窪田町994番地１　セントビレッヂ103号
債務者　今井　淑子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３０３号
愛媛県松山市山西町169番地２　山西団地８棟３号
債務者　舛岡　　優
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
松山地方裁判所